

【公布された条例等のあらまし】

● **徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則**（規則第三号）

徳島県漁港管理条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和八年五月一日とするにととした。

● **徳島県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第四号）

- 一 利用の許可の申請及び利用の許可の内容の変更等について、所要の規定を設けるととした。
- 二 利用料金の額の承認の申請等の様式を定めることとした。
- 三 その他所要の規定を設けることとした。
- 四 この規則は、令和八年五月一日から施行することとした。